

# 掛川市子ども読書活動推進計画

## 第三次計画

本 輪 架

# 掛川ほんわかプラン

～ 子どもたちの未来のために

広げよう 読書の輪 つなげよう 心の架け橋 ～



©\*Jwao\*

平成28年4月

掛川市教育委員会



## はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、積極的にその環境の整備を推進していくことが極めて重要です。

掛川市は、平成17年9月に、県下に先駆けて最初の「掛川市子ども読書活動推進計画：かけがわほんわかプラン」（第一次推進計画）を策定しました。翌年度には「掛川市子ども読書活動推進会議」を設置して、推進計画の進行管理を行いながら、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

さらに、平成24年3月には、第一次推進計画策定後の社会情勢や子どもの読書環境を取り巻く環境の変化等を踏まえ、第二次推進計画を策定しました。

第二次推進計画策定前の平成22年度と平成26年度を比較すると、市の様々な取組により市立図書館の児童書の蔵書冊数は17.4万冊から19.2万冊へと約10%増え、特に学校司書を配置している学校は9校から18校に倍増するなど子どもをめぐる読書環境が充実してきました。

その一方で、依然として学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向も見られ、今後、子どもの読書活動をさらに推進していくためには、読んだ本の冊数等の増加だけでなく、子どもたちの感性を磨き、思考力、想像力などを育むことができる質の高い読書活動を推進していくことや、図書館を調べ学習等で利用するなど数字に表れない評価にも目を向ける必要があります。また、お茶の間における読書活動の推進を図る上では、お母さんのおなかの中にいる頃や乳幼児期からの読み聞かせが読書習慣の形成に有効であることを広く認識していただく必要があります。

これらの成果と課題を踏まえ、第三次推進計画では、「『生きる力』を身に付けた子ども」への成長を目指して、就学前から早期の働きかけを行うこと、より質の高い読書活動を推進することに重点を置きました。個々の施策では、家庭での読書推進のために乳幼児検診でブックリスト等を配付していくとともに、小中学校では、学習センター・情報センターとしての学校図書館の整備、学校図書館法の改正を踏まえた学校司書・司書教諭等の全校配置、「かけがわ学力向上ものがたり」における読書活動の推進などを進め、すべての児童生徒に読書好きになってもらうことを努力目標としました。さらに、高校生の関心を読書に向けさせるような取組や読書環境の整備を進めることとしました。

掛川市では、本推進計画により、家庭でも、地域でも、園・学校でも、市民の皆様とも広く協働し、子どもの読書環境を改善し、より一層子どもの読書活動を推進してまいります。

終わりに、本推進計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた市民の皆様、関係諸機関及び諸団体に対し、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月

掛川市教育委員会  
教育長 山田文子

## 目 次

計画の構想図	1
計画の体系図	2
計画の体系と取組	3
序 章 計画の策定にあたって	4
1 子どもの読書活動の意義	4
2 子どもの読書活動を取り巻く状況	4
3 計画の目的	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の目指すものと法律の理念	5
6 第二次計画の取組の成果と課題	6
7 計画の対象者	6
8 計画期間と進行管理	6
第1章 基本方針	7
第2章 子どもの読書活動推進のための施策	7
1 家庭における子どもの読書活動の推進	7
2 地域における子どもの読書活動の推進	9
（1）市立図書館の整備・充実	9
（2）公民館・地域生涯学習センター等、地域施設の充実	12
3 認定子ども園・幼保園・幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進	14
4 小・中学校における子どもの読書活動の推進	15
（1）学校の体制づくり	15
（2）学校図書館の整備・充実	16
① 設備・資料の充実	17
② 学校図書館の活性化のための人的配置の推進	18
（3）読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実	19
（4）家庭・地域との連携	21

5 高等学校における読書活動の推進	・ ・ ・ ・ 2 2
(1) 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実	・ ・ ・ ・ 2 2
6 連携による子どもの読書活動の推進	・ ・ ・ ・ 2 3
(1) 公立図書館間の連携	・ ・ ・ ・ 2 3
(2) 小・中・高等学校の学校図書館の連携	・ ・ ・ ・ 2 3
(3) 学校図書館と市立図書館の連携	・ ・ ・ ・ 2 3
(4) その他関係図書館間等の連携	・ ・ ・ ・ 2 4
7 普及啓発・広報等の推進	・ ・ ・ ・ 2 5
(1) 情報の収集・提供の充実	・ ・ ・ ・ 2 5
(2) 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」及び「読書週間」等における普及啓発・広報の推進	・ ・ ・ ・ 2 5
第3章 推進・支援体制の整備等	・ ・ ・ ・ 2 7
1 市における推進・支援体制の整備	・ ・ ・ ・ 2 7
2 書店との連携	・ ・ ・ ・ 2 8
3 報道機関との連携	・ ・ ・ ・ 2 8
4 施策の実施に向けて	・ ・ ・ ・ 2 8

## 参考資料

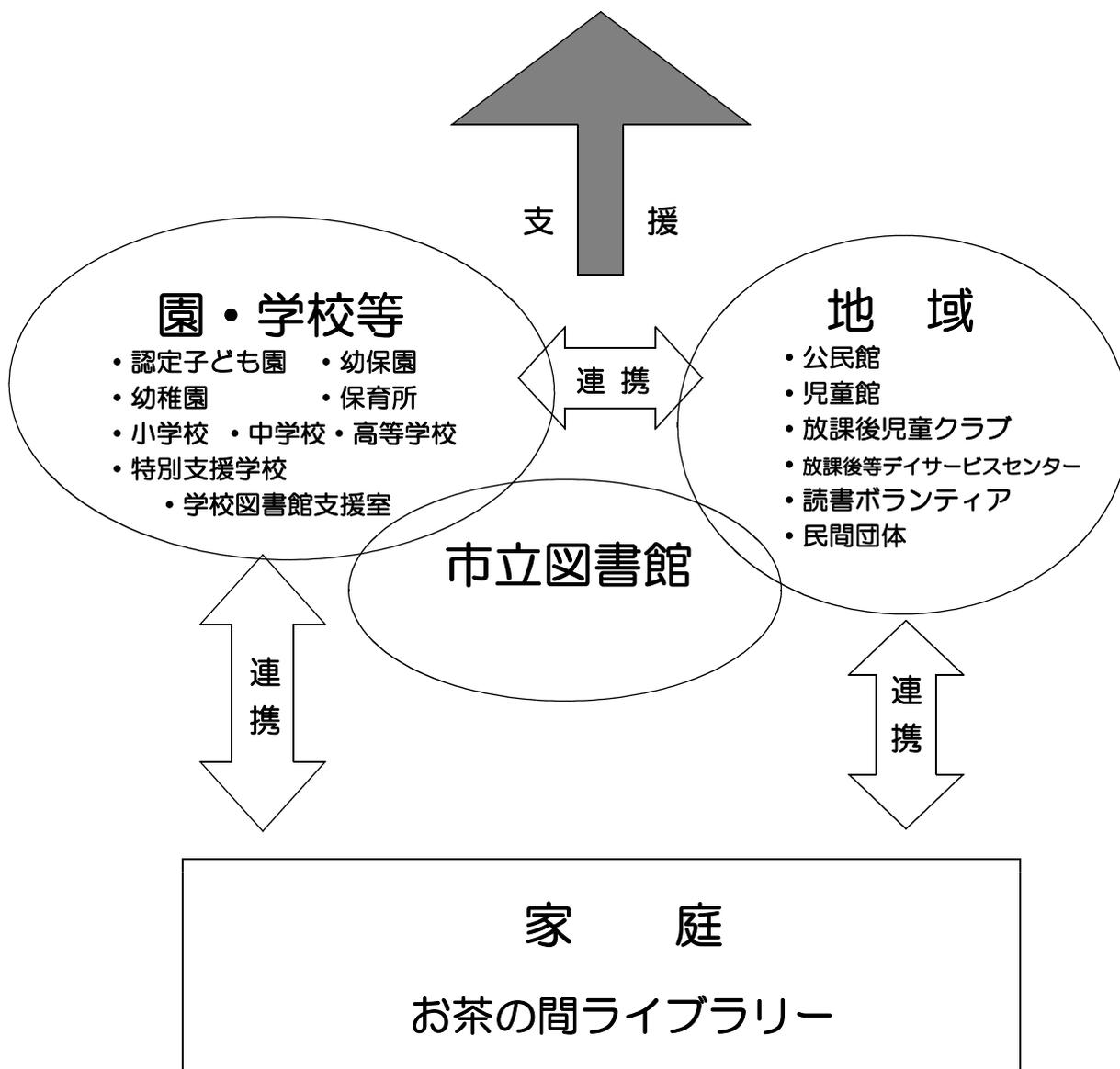
1 第三次計画の努力目標一覧	・ ・ ・ ・ 3 0
2 子ども読書活動に関するホームページ一覧	・ ・ ・ ・ 3 2
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	・ ・ ・ ・ 3 3
4 掛川市子ども読書活動推進会議規程	・ ・ ・ ・ 3 5
5 平成27年度掛川市子ども読書活動推進会議委員名簿	・ ・ ・ ・ 3 6

計画の構想図

掛川市子ども読書活動推進計画

目指す未来の子ども像

「生きる力」を身に付けた子ども



# 「掛川市子ども読書活動推進計画」 体系図

- ・問題解決能力が身につく
- ・知識が豊かになる
- ・話題が豊富になる
- ・心が癒される
- ・読書が人生の活力になる
- ・読書経験が蓄積される
- ・楽しみ、生きがいのための読書
- ・読書、講座で得た知識を子どもや親に
- ・読書体験を子育てに活かす

孫への  
読み聞かせ

読み聞かせ  
ボランティア

わが子への  
読み聞かせ

中高生による  
読み聞かせ

- ・知識欲、研究心が旺盛になる
- ・読書が楽しくなり、読書の幅が広がる
- ・心がゆたかになる

- ・集中力がつく
- ・気持ちが落ち着く
- ・思考力が磨かれる
- ・知識が増える
- ・想像力がゆたかになる
- ・読書を通じて家族と共有する時間が増える

3歳までに豊富な読書体験を  
(三つ子の魂百まで)

- ・右脳、左脳が刺激され、脳が活性化する
- ・喜怒哀楽、共感性など感情がゆたかになる
- ・音読で語感が磨かれる
- ・本の楽しさ、おもしろさに気づく
- ・絵本を通じて五感を磨く
- ・言葉や知識が増える
- ・想像力や感性が身につく
- ・スキンシップゆたかに読み聞かせ
- ・お母さんなど、身近な人の声が聞き分けられる
- ・お父さんとお母さん仲よく

本  
好  
き  
の  
子  
ど  
も  
を  
育  
て  
る  
推  
進  
者  
に

生

涯

読

書

## 高齢期

60歳

- ・「祖父母向け読み聞かせ講座」
- ・「文学鑑賞講座」・「歴史講座」など
- ・「ストーリーテリング、朗読講座」

## 中年期

45歳

- ・「父母向けよみきかせ講座」
- ・「え（ほ）んむすび」（本の紹介）

## 壮年期

22歳

- ・「ヤングアダルトコーナー」（中高生向き図書コーナー）設置
- ・手づくり絵本作成

## 青年期

12歳

- ・「高校生インターンシップ」
- ・「中学生キャリア研修」
- ・朝読書
- ・読み聞かせ
- ・ブックトーク

## 学童期

- ・家読（うちどく）  
親子で読書の時間を共有する  
親子で本を紹介しあう  
親子で本について話す  
親子で朗読しあう

- ・調べ学習
- ・「放課後児童クラブ」
- ・「移動図書館」
- ・「家庭文庫」

## 幼児期

6歳

- ・「家庭教育学級」での読み聞かせ講座
- ・さまざまな場面での読み聞かせ

- 家庭・各種健診時  
認定子ども園・幼保園・幼稚園  
保育所  
図書館・子育て支援センターなど

## 乳児期

1～1.5歳

- ・「こんにちはえほん」フォローアップ事業
- ・家庭での読み聞かせ

## 新生児期

1ヶ月

- ・「こんにちはえほん」

## 胎児期

0歳

- ・「母子手帳配布時の啓発活動」
- ・「おなかの赤ちゃんとはじめての絵本」
- ・おなかの赤ちゃんへの読み聞かせ・声かけ



# 掛川市子ども読書活動推進計画

## 序 章 計画の策定にあたって

### 1 子どもの読書活動の意義

読書は、言語能力を高め、感性を磨き、想像力を豊かにし、読解力、表現力、論理的な思考力、コミュニケーション能力等々を高めることにつながります。また、本のなかには、子どもが「生きる力」を身に付けるうえで欠かせない様々な知恵が詰まっています。この素晴らしい読書を終生の友とするためには、乳幼児期から多くの絵本や様々な本と出会い、読書習慣を身に付けることが大切です。そのためには、家庭・地域・学校・図書館が緊密に連携協力して、子どもの読書活動を推進していく必要があります。

### 2 子どもの読書活動を取り巻く状況

近年、インターネットやスマホをはじめとする情報メディアの急速な発達・普及などにより、子どもたちの間に根気と時間を要する読書を敬遠する「本離れ、読書離れ」が進行しています。しかも、小・中・高等学校と学年が上に進むにつれ、その傾向が顕著になっていることが各種統計資料から明白です。子どもの読書離れは、大人の読書離れと密接に関わっています。子どもの発達段階に応じた読書活動推進の取り組みを一層強化して、子どもが幼い頃から読書に親しむ環境ときっかけをつくり、親や教師など大人を巻き込んだ読書習慣形成のための、全市あがりの計画的、継続的な取り組みが必要になっています。

### 3 計画の目的

掛川市における子ども読書活動の推進については、平成17年9月に策定した「掛川市子ども読書活動推進計画」<sup>※1</sup>（平成24年3月「第二次計画」策定）や、「掛川市子ども読書活動推進会議」（平成18年度設置）の協議に基づいて、毎年評価と見直しを行うなかで、子どもが成長に応じて自主的に読書活動を行うことができるよう読書環境の整備に取り組んできました。このようななか、国の「第三次計画」が平成25年5月に、「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）」が平成26年3月に策定され、さらに「掛川市総合計画」（第二次計画）の策定を受け、本年度「掛川市子ども読書活動推進計画（第三次計画）」を策定するものです。

#### ※1 掛川市子ども読書活動推進計画：

平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき平成14年8月に、国が「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」を、次いで平成16年1月に、県が「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定したことを受け、掛川市の子ども読書活動を計画的に推進するために、平成17年9月に策定された。通称「ほんわか（本輪架）プラン」。

読書環境の整備充実、学校、家庭及び地域住民等との連携、読書活動の重要性の啓発などの諸施策が盛り込まれている。

そのうち、「静岡県子ども読書活動推進計画」が平成23年3月に改訂されたことで、それとの整合を図ることから、平成24年3月に第二次計画を策定した。

## 4 計画の位置づけ

この推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律<sup>※2</sup>第154号）」（以下「法」という。）第9条第2項に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画<sup>※3</sup>」及び「静岡県子ども読書活動推進計画<sup>※4</sup>」を基本として策定するもので、本市における子どもの読書活動の推進を図るものです。また、「掛川市総合計画<sup>※5</sup>」及び「掛川市教育振興基本計画：掛川市の教育・人づくり構想かけがわ<sup>※6</sup>」の子どもの読書活動関連の施策として位置付けています。特に、人づくり構想かけがわ推進のための基本的な考えのなかでは、市民総ぐるみによる教育の振興があげられており、「かけがわ教育の日」<sup>※7</sup>の開催、「中学校区学園化構想」<sup>※8</sup>の推進、「かけがわお茶の間宣言」<sup>※9</sup>の普及推進という掛川の教育の3つの宝のなかに位置付けています。

(1) 第二次掛川市総合計画（平成28年度から平成37年度）

基本構想（10年）・基本計画（10年、4年で見直し）・実施計画（4年間）

(2) 掛川市教育振興基本計画（後期）人づくり構想かけがわ（平成26年度から平成30年度）

---

### ※2 子どもの読書活動の推進に関する法律：

平成13年12月12日に公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念・国及び地方公共団体の責務・必要事項等を定めた法律。巻末の参考資料参照。

### ※3 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。平成14年8月に策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、策定から5年を経過したことを機に改定され、第二次基本計画として平成20年3月11日に閣議決定された。さらに5年後の平成25年5月には、第3次計画が策定された。

### ※4 静岡県子ども読書活動推進計画：

平成16年1月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき策定。平成20年2月に「後期計画」、平成23年3月に「第2次計画」が策定された。さらに平成26年3月には「第2次中期計画」が策定された。

### ※5 掛川市総合計画：

平成17年4月1日の合併により誕生した新しい「掛川市」が目指す将来都市像を示し、実現に向けた新しいまちづくりの指針として平成19年4月に策定。計画年度は平成19年度から平成28年度。平成28年3月には第二次掛川市総合計画を策定。計画年度は平成28年度から平成37年度。

### ※6 掛川市教育振興基本計画（後期）・人づくり構想かけがわ：

「第1次掛川市総合計画」を上位計画とし、「掛川市民憲章」や「掛川市生涯学習都市宣言」等の理念を踏まえ、掛川市の教育に関する基本的な目標や施策を総合的に示す目的で平成21年3月に策定。後期版を平成27年3月に策定。「総論」及び「各論」の2部構成となっている。

### ※7 かけがわ教育の日：

初開催は平成19年度。その後11月の第三土曜日を基本に毎年開催している。市民一人一人が教育の重要性を認識し、学校、家庭及び地域等が連携して、教育のあり方を考え、行動するための契機とし、教育の振興を図ることを目的としている。

### ※8 中学校区学園化構想：

各中学校区の園・学校が連携を強化して子どもの教育にあたりとともに、地域コーディネーターを中心とした園・学校支援ボランティアを活用した教育活動を展開するなど、地域に根ざした教育を推進すること。

### ※9 かけがわお茶の間宣言：

平成25年度、市民からの公募作品を基に教育委員会が策定した「宣言」。「子育て・人づくりはお茶の間から」をサブテーマとし、人づくりの土台である家庭において、家族が集う「お茶の間」の役割を再確認していくことで、家族団らんから生まれる財産をもとに、豊かな広がりのある人づくりにつなげていくことを目的としている。

## 5 計画の目指すものと法律の理念

掛川市は、下記の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の実態を踏まえ、子ども読書活動推進のための施策を策定し実施するものです。

### (基本理念)

**法律第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## 6 第二次計画の取組の成果と課題

第二次計画は、子ども読書活動推進のために、様々な施策に取り組みました。

平成22年度と26年度を比較すると、児童図書の所有状況は、174,228冊から191,928冊（約10%増）に、学校司書を配置している学校数は9校から18校に（倍増）、また司書教諭の配置学校数が25校から29校（13%増）になるなど、子どもを取り巻く読書環境が充実してきました。

今後、子どもの読書活動をさらに推進していくためには、読んだ本の冊数等の増加だけでなく、子どもたちの感性を磨き、思考力、想像力などを育むことができる質の高い読書活動を推進していくことや、図書館を調べ学習等で利用するなど、数字には表れない評価にも目を向ける必要があります。また、お茶の間における読書活動の推進を図るうえでは、胎児期からの読み聞かせが、読書習慣の形成に極めて有効であることへの認識を保護者に対し一層深める必要があります。

## 7 計画の対象者

この計画の対象者は、0歳から概ね18歳までの子どもはもとより、法律第六条（保護者の役割）にある、子どもの読書活動を支援する立場にある保護者をはじめ、認定子ども園・幼保園・幼稚園・保育所、小・中・高等学校の教職員、市民ボランティア、行政職員等も含みます。

## 8 計画期間と進行管理

平成28年度から平成32年度までの5年間としますが、期間の途中においても必要に応じて見直すものとします。また、より実効性のあるものにするため、毎年度「掛川市子ども読書活動推進会議」において、その進行管理に努めます。

## 第1章 基本方針

- 1 家庭・地域・学校が連携し、子どもがいつでも、どこでも本に出会い、「生きる力」<sup>※10</sup>を身に付けた子になるための施策を積極的に展開します。
- 2 いつでも本に親しめるよう、施設・設備など読書環境の整備・充実に努めます。
- 3 未来を担う子どもの成長に欠かせない読書活動の重要性を広く保護者に、普及啓発、浸透するよう努めます。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための施策

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 【役割】

- ・お茶の間に本のある家庭環境をつくること。
- ・親子読書<sup>※11</sup>や読み聞かせを習慣化すること。
- ・家庭のなかで大人が本を大切にし、読書すること。
- ・よい絵本や児童書と結びつける働きかけをすること。

#### 〈現状・課題〉

- ア 様々な機会によって、若い母親を中心に絵本への関心が高まっていますが、子どもの年齢に応じたよい絵本とは何かなど、適切な情報をタイミングよく提供する必要があります。
- イ 身近なところで読み聞かせ会が行われているのに、その情報が届いていなかったり、関心を示さない保護者がいたりします。
- ウ 家庭で子どもがよい絵本や児童書と出会う機会を増やすためには、身近にそれを支援する施設が必要です。しかし、「本」と家庭をつなぐ「人」のいる施設が十分とはいえません。
- エ 家庭のなかで親子読書や読み聞かせを続けることは、子どもの読書習慣の形成等に有益ですが、大人の読書離れや、したくてもその時間を生み出すことが難しい家庭もあるようです。

---

#### ※10 **生きる力：**

学校教育などで子どもたちに身につけさせたい能力の総称。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」などから構成されている。

#### ※11 **親子読書：**

読書を通じて家族が同じ時間、同じ空間を共有し、「家族の絆づくり」をすること。その方法としては、①親子で同じ本をいっしょに読む ②親子で同じ時間に別々の本を読む ③子どもが親に本を読んで聞かせる ④親が子どもに本を読んで聞かせる ⑤親子でそれぞれ読んだ本の感想を話したり、薦めあったりするなどがある。

## 〈施策の方向〉

### ア 保護者に対する理解の促進

家庭での保護者の温かな語りかけや読み聞かせなどが子どもの心を育み、読書習慣の形成につながります。子どもの人生を豊かにするため、お茶の間での親子読書や読み聞かせの大切さを様々な機会を捉えて理解を促進します。

主なものに、妊婦対象のセミナー「おなかの赤ちゃんとはじめての絵本」<sup>※12</sup>、6か月児対象のブックスタート事業<sup>※13</sup>「こんにちはえほん<sup>※14</sup>」、乳幼児健診でのブックリスト等の配付、子育て支援センター・つどいの広場・地域学習センターや幼保園・幼稚園の保護者対象の「家庭教育学級<sup>※15</sup>」があります。この他、小・中学校のPTA活動など様々な機会を捉え、読書や読み聞かせの重要性についての理解を促進します。

### イ 子どもと本を結び付ける働きかけ

子どもが身近なところでよい本と出会えるよう図書館・図書室のほか、保健センター、地域の施設、放課後児童クラブ<sup>※16</sup>等にも本を置くコーナー、または、貸出しができる場を設けます。さらに、図書館では子どもの成長に合わせたブックリストを作成するとともに、様々な広報手段（「図書館だより」、「広報かけがわ」等）を通じて、読み聞かせ会や家庭文庫活動の情報を提供するなどして、家庭でのよい本との出会いを支援します。

---

#### ※12 おなかの赤ちゃんとはじめての絵本：

徳育保健センターで開かれているママセミナーの一つ。妊婦とその家族を対象とした図書館司書による講座。胎児期から絵本を介して親子の触れ合いを進める。

#### ※13 ブックスタート事業：

赤ちゃんが保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診等に参加した赤ちゃんが保護者を対象に、絵本や子育て関連の資料などを手渡す。平成4年（1992年）に英国で始まり、日本でも実施する地方自治体が増えつつある。県内では、平成26年12月現在で、28市町で実施している。この他類似の方法で、当市を含めた6市町が取り組んでいる。

#### ※14 こんにちはえほん：

掛川市で実施しているブックスタート類似事業。保健予防課と図書館が連携して、6ヶ月児健康相談の際に行っている。家庭での絵本を介した子どもとのかかわり方について説明した後、読み聞かせをし、絵本1冊を手渡している。

#### ※15 家庭教育学級：

家庭教育に対しての迷いや悩み、不安などの解決や解消、保護者同士のネットワーク作りなどを目的とした学習会。企画、運営等を保護者自身が行うのが特徴。掛川市では市内の幼稚園、幼保園等に通う子どもを持つ保護者を対象に開設している。

#### ※16 放課後児童クラブ

子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、放課後や週末等に小学校の空き教室や公民館などを活用し、地域の大人の参画を得て、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動等様々な学習活動を行う。

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

### (1) 市立図書館の整備・充実

#### 【役割】

- ・絵本や児童書並びに青少年向けの良書を充実し、全市の子どもに等しく提供すること。
- ・図書館を子どもが一層利用・活用できるようにすること。
- ・子どものいる家庭や地域に読書の大切さを啓発すること。
- ・読書活動に関わる人への読書活動推進のための支援を行うこと。
- ・子どもが身近なところで読書のできる環境を整備すること。
- ・地域の読書活動推進団体や図書館活動グループ<sup>※17</sup>等との一層の連携を図ること。

#### 〈現状・課題〉

ア 子どもの読書活動を推進するためには、蔵書数だけでなくその質を高めることが大切です。そのためにも、移動図書館や地域・学校への団体貸出を充実していくことで、児童・生徒にとって魅力ある本を増やしていく必要があります。

イ 障がいをもつ子どもの読書活動を支援するための図書資料の整備充実が課題ですが、出版されている図書資料は少なく、ボランティアの協力を得て、少しずつ整備しているのが現状です。

掛川特別支援学校の子供達達が授業の一環で市立図書館へ来館した際などに読み聞かせを行うことで、本への関心を高め、望ましい読書習慣の形成に努めています。

ウ 小学生に比べ、中・高生の図書館貸出利用率が急激に低下しています。その理由として「スマホなどの普及により本を読まなくても不便はない」、「読みたい本がない、何を読んでいいかわからない」、「勉強や塾、部活動等に忙しく本を読む時間がない」などが考えられますが、これは「読みたい本に出会っていない」ともいえます。感性の豊かなこの時期にこそ、意図的に「出会いの場」をつくる必要があります。そのためには、蔵書の充実や選書、ニーズの把握、PRなどの工夫が一層求められます。

エ 小・中学校での調べ学習では図書館の利用が不可欠ですが、テーマに即した図書資料が不足し、児童生徒の利用の仕方も十分とはいえません。

オ 一部の地域生涯学習センターや家庭文庫に団体貸出を行っていますが、本と子どもをつなぐ人が足りません。ボランティアをはじめ、人材の育成・配置がさらに求められます。

---

#### ※17 図書館活動グループ：

図書館と関わりを持ち自主的な活動をするなかで、図書館と市民の橋渡し役となっているグループ。平成27年度現在、市立図書館に登録されているボランティアグループ・サークル活動グループは26団体。

カ 親、祖父母や教師等、子どもの読書活動に大きな影響を持つ人が参加できる読書会や講座が、十分に行われていないのが現状です。

キ 様々な子どもの読書活動が進むなか、児童サービス担当司書の仕事量が増加しています。

ク 図書館サービスに地域格差があるため、全市均一のサービスを行う必要があります。

### 〈施策の方向〉

#### ア 専門職員の増員と資質の向上

子どもの読書活動を推進するための専門職員として、図書館司書<sup>※18</sup>の増員と児童サービス担当者の資質の向上に努めます。

#### イ 図書資料等の整備・充実

児童書、中・高生及び障害児向け資料、在住外国人の子どものための図書資料や調べ学習の図書等をさらに充実させます。

#### ウ ヤングサービスの充実

学校等と連携し、青少年向けに読ませたい本や、青少年が求めている本などを把握し、ヤングコーナーの蔵書の充実を図ります。また、読ませたい本のブックリストの作成など、青少年を図書館へ向かわせる工夫や啓発の仕方などについて研究します。

#### エ 障がいのある子どもの読書活動の支援

障がいのある子どもの読書活動を支援するため、施設面での配慮、さわる絵本や布の絵本、拡大写本<sup>※19</sup>等の資料及び障がいの状況に応じた選書や視聴覚機器の整備・充実とともに、病院や福祉施設・特別支援学校、ボランティアによる図書館活動グループと連携したサービスの充実を図られるよう努めます。

#### オ 在住外国人の子どもの読書活動の支援

在住外国人の子どもの読書活動を支援するため、外国語資料の収集・提供、利用案内等のサービスの充実を図ります。また、翻訳絵本や外国に関する資料等を充実させ、国際交流がさらに深まるよう努めます。

---

※18 **図書館司書：**

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

※19 **拡大写本：**

弱視の人も読めるように、活字を大きく書き写したもの。掛川市では拡大写本のボランティアグループが、要望に合わせて写本の奉仕をしている。

#### カ 学校図書館への支援

子どもが自ら本を選んだり、学習に必要な資料を探することができるよう、図書館のしくみ、本の探し方、活用の仕方を学ぶ機会を増やします。

「としょかんりようあんない」（子ども用）と、「図書館利用案内—学校と市立図書館との連携をめざして—」（教師用）を毎年見直しをし、それをもとに、図書館活用講座を開きます。さらに、学校や幼保園・幼稚園・保育園に広がっているボランティア活動がより充実するよう支援します。

#### キ ボランティアの養成講座の実施及び連携と支援

地域で充実した活動ができるボランティアを数多く養成するための「ボランティア養成講座」を開くとともに、子どもの読書活動に関する団体やボランティアグループとの連携、支援を強化します。

#### ク 「こんにちはえほん事業」や読み聞かせ会などの充実

保健予防課で実施している6か月児相談時に、絵本の読み聞かせを実施して、絵本の楽しさ、素晴らしさ、読み聞かせのポイントを説明し、絵本1冊をプレゼントしています。今後は、6か月児相談以降の1歳6か月、2歳2か月、3歳児健診時等でも、絵本の必要性を伝える活動として読み聞かせをすすめるリーフレットなどを配付します。

#### ケ 大人のための講座・読書会の充実

読書の楽しさ、素晴らしさを体験する講座の開設や読書会の充実に努めます。さらに、高齢者を対象にした読み聞かせ講座を開催し、家庭内や地域での読み聞かせができる人材を育成していきます。

#### コ 「子ども読書の日<sup>※20</sup>」や「読書週間<sup>※21</sup>」を活用した行事の充実・推進

「子ども読書の日」や、「秋の読書週間」に合わせ、ボランティアグループと連携し、読書の楽しさを伝えるイベントを開催します。現在行っている「子ども読書の日」の行事や「図書館フェスティバル<sup>※22</sup>」を、読書への関心がさらに高まり、広く読書のきっかけづくりが図られるよう工夫していきます

---

##### ※20 子ども読書の日：

平成13年12月12日に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日が「子ども読書の日」と制定された。全国各地で子どもの読書に関わる様々な催しが行われている。

##### ※21 読書週間：

昭和22年、出版社・図書館・取次会社・書店・報道・文化関連団体が読書週間実行委員会を結成し、11月17日から第1回「読書週間」を実施した。翌年、文化の日を挟んだ10月27日～11月9日の2週間が「読書週間」と定められた。

##### ※22 図書館フェスティバル

秋の読書週間に合わせて、読書の普及を目的に行う掛川市独自の図書館行事。期間中は、オープニングイベントの他、読み聞かせ、工作づくり、各種講座、講演会など図書館活動グループと連携して行っている。

#### サ 関係機関等との連携

県立中央図書館・県内市町立図書館をはじめ市内の施設・企業、さらに全国的なネットワークも利用して、情報収集や情報交換・相互貸借などを行い、読書活動の推進に努めます。

また、市立図書館が中心となって、学校図書館支援室<sup>※23</sup>、図書館活動グループ、地域の読書活動推進団体、家庭文庫、移動図書館のステーション等との連携を図り、親子・世代間での読書活動を通じた交流の促進に努めます。

#### シ 地域館設置に向けての準備

市内には、中央図書館、大東図書館、大須賀図書館のほか、大東北公民館、千浜農村環境改善センターがあります。さらに広域的な図書館サービスを行うため、図書館機能を備えた地域館の設置に向けて、将来を見通した取り組みをします。

#### ス 移動図書館・団体貸出の充実

市内の広域的なサービスを進めるため、移動図書館のステーションを増やします。また、団体貸出を行う地域生涯学習センター等では、人の配置や配本の増冊に努め、分館的機能を高めます。

## (2) 公民館・地域生涯学習センター等、地域施設の充実

### 【役割】

- ・身近に読書活動の場を整備し、地域の子どもと本を結びつける働きかけをすること。

### 〈現状・課題〉

ア 大東区域には現在2箇所の市立公民館があり、公民館職員の関わりのもとで図書館サービスが行われていますが、掛川区域には市立公民館がなく、地域も広いため遠隔地サービスが行き届かないのが現状です。地域のなかで、本と子どもを結びつける「人」のいる分館的機能を持つ施設が必要です。

イ 「放課後児童クラブ(学童保育所)」や「放課後等デイサービスセンター<sup>※24</sup>」が整備されていますが、そこでも、子どもたちの身近に本が常備されている読書環境をつくる必要があります。

ウ 悩みをもった子どもやその保護者のための相談室や教室、地域で子どもたちが活動する場に、読書活動を組み込んでいく工夫が必要です。

---

#### ※23 学校図書館支援室：

平成23年1月に掛川市教育センターに開設。学校図書館に関する研修会の企画・運営、情報収集・提供、読書指導に関する助言、各学校の図書館整備等を行い、図書機能の充実を図る。

#### ※24 放課後等デイサービスセンター：

心身障害児の健全育成および保護者の養育負担の軽減を図り、児童・生徒の福祉の向上と余暇活動の充実を図ることを目的に開設された。平成13年、掛川区域に「かざぐるま」が、平成17年に大東・大須賀区域に「みなみかぜ」が、さらに、平成27年、掛川区域に「はるかぜ」が開設された。

## 〈施策の方向〉

### ア 地域施設の整備

地域への図書館サービスが行き届くよう、地域生涯学習センターなどの整備を進めていきます。まず、「こんにちはえほん事業」で配布する絵本リストのすべての絵本及び児童書を備え、この取り組みが家庭・地域につながっていくように努めます。そこには、専門職員や地域ボランティアなどの「人」が関わり、読み聞かせや図書の貸出しが行われるよう努めます。

なお、地域の子育て支援事業や子ども会と連携し、小さな子どもや母親、障がいのある子どもが集い、子育ての情報交換ができる場を提供します。そこには、絵本やおもちゃ、布の絵本等を備えます。

### イ 放課後児童クラブ・放課後等デイサービスセンターにおける読書活動の充実

子どもたちが放課後の時間を過ごす児童クラブなどには、本を身近に置くよう努めます。また、指導員には読み聞かせ等の研修機会を設けます。

### ウ 児童館における読書活動の充実

児童館に読書活動を行う人を配置し、絵本や児童図書を備え、子どもの自発的な読書や読み聞かせが行われるよう努めます。

### エ 様々な状況にある子どもへの読書活動の充実

病院に長期入院中の子どもや言葉の教室に通っている子ども、おもちゃ図書館を利用している子どもなど様々な状況にある子どもが、それぞれ、本に親しめるよう、絵本や児童図書、布の絵本、さわる絵本などの図書の整備をするとともに、読み聞かせ等を実施します。

### オ 家庭・地域文庫や地域ボランティアの支援

自宅を開放したり、地域生涯学習センターを使ったりして、読み聞かせなどを行っている地域ボランティアの活動がさらに推進されるよう、団体貸出や情報提供、学習機会を増やすなどの支援をします。また、家庭文庫は、図書館から遠距離にある子どもたちにとって便利であり、子どもの読書活動推進の上からも有効であることから、さらに設置箇所を増やすなど充実に努めます。

### 3 認定子ども園・幼保園・幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

#### 【役割】

- ・絵本の素晴らしさを伝え、園児の豊かな心を育むこと。
- ・日常保育のなかで、より絵本に親しめるよう働きかけをすること。
- ・質のよい絵本を豊富に揃え、園の読書環境を整えること。
- ・読書を通じて、親子のふれあいが深まるようにすること。

#### 〈現状・課題〉

ア 図書室や図書コーナーのスペースは、公・私立ともに多くの園で確保されていますが、園によっては図書室の確保がされていなかったり、明るさ・収納・静けさなど環境への配慮が必要なところもあります。

イ 蔵書については、まだまだ蔵書数が十分でない園があります。今後も計画的な購入や適正な修理・廃棄の実施に努力する必要があります。

ウ それぞれの園では、読書活動の担当者を置き、読み聞かせの充実等や親子読書の推進を積極的に行っていますが、読書活動に関する研修やボランティア活動の充実、親子読書に対する保護者の理解をさらに深めていく必要があります。

エ 外国人の園児が親しめる絵本を充実するとともに、読書活動の大切さを保護者に理解してもらう必要があります。

オ 読書活動をより充実させるためには、図書館との連携がさらに必要です。

#### 〈施策の方向〉

ア 図書コーナー等の整備

幼児が、ゆったりした絵本の部屋や、図書コーナーなどで絵本に親しめるよう、明るさに配慮するなど読書環境の整備に一層努めます。

イ 蔵書の充実

園児数に見合った蔵書数の図書標準を設け、そのための予算措置を講じて質のよい絵本を多く備えるよう蔵書の充実に努めます。

ウ 絵本に親しむ機会の工夫

日常保育のなかで、担任による絵本に親しむ活動を積極的に行うとともに、中高生や保護者などのボランティア、図書館職員による読み聞かせなどを多く取り入れ、園児が絵本や物語に親しむ機会を工夫します。

エ 職員研修の充実と保護者への周知

読書活動推進に関する職員研修の充実を図り、研修会では乳幼児期の読書活動の重要性や適切な指導法について検討します。さらに、PTAや保護者会、家庭教育学級などの機会を捉えて、読み聞かせの意義や親子読書や家庭における読書の重要性について、保護者に周知するよう努めます。

- オ 家庭教育学級における読書活動支援  
年間活動のなかに、読み聞かせや本に関わる活動を取り入れるよう努めます。

## 4 小・中学校における子どもの読書活動の推進

### 【役割】

- ・学校図書館の施設・設備・資料・指導体制などの読書環境を整えること。
- ・児童・生徒の読書習慣を培い、豊かな心を育むこと。
- ・児童・生徒が主体的・意欲的に読書活動を行えるようにすること。
- ・児童・生徒が図書館活用能力を身に付けること。
- ・児童・生徒が読書量を増やすことのみならず、読書の質も高められるようにすること。

### (1) 学校の体制づくり

#### 〈現状・課題〉

- ア 児童生徒の読書活動は、豊かな情操を養い確かな学力を育む上で大きな影響を及ぼします。特に、全国学力・学習状況調査では、読書好きの児童生徒は国語と算数の平均正答率が高い傾向があります。そこで、学校は、子どもの読書習慣を身に付けさせ、考える力を育むために、学校図書館を組織的に運営し、計画的に活用することに一層努める必要があります。
- イ 司書教諭<sup>※25</sup>や学校図書館担当者を中心とした学校図書館部を研修部に位置付けるなど、読書活動を計画的に進めている学校もある反面、組織的に取り組めていない学校もあります。職員間の協力体制のもと司書教諭を中心に、組織力の強化が求められます。
- ウ 学校によっては、学校図書館がいつでも利用できる状態でないところもあるため、学校司書等の人的な配置が必要です。
- エ 市内の小学校及び中学校の学校図書館の機能充実・強化を図るため、平成23年1月から学校図書館支援室を教育センター内に置き、学校図書館の活用や運営に関しての支援を行っています。  
また、読書活動などに専門性を持つ市民団体等へ「学校図書館ボランティアの養成講座」や「図書館整備（蔵書点検）」等の業務委託をするなど読書活動や学校図書館の活用の充実に向けた支援を行っています。

---

※25 **司書教諭：**

司書教諭は、教諭として採用された者が、学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館の運営活用について中心的な役割を担う。また、司書教諭の資格を得るには、「学校経営と学校図書館」など5教科10単位を修得しなければならない。平成15年度から、12学級以上の学校に配置が義務づけられた。

## 〈施策の方向〉

### ア 「かけがわ学力向上ものがたり」における読書活動の推進

掛川市内全学校で取り組む「かけがわ学力向上ものがたり」の構成に読書活動の推進を位置付け、朝読書や読み聞かせなどの読書活動を通じて読書好きな子どもを増やすとともに、確かな学力につながる思考力、問題解決力、コミュニケーション力などの必要な能力を高めます。

### イ 年間計画の作成

それぞれの学校で、読書や図書館活動に関わる授業や行事（子ども読書の日・秋の読書週間等）における読書活動の年間計画を立て、司書教諭を中心に学校をあげて学校図書館の計画的利用、読書活動の推進に努めます。

### ウ 研修による教職員の体制づくり

初任者研修・図書館担当者研修・教務主任研修・教頭研修等を通じ、学校図書館の役割や読書指導の重要性について理解を図ります。校内では校長の指導のもと、司書教諭が中心となり、校内研修で教職員全体の共通理解を図り、協力体制の確立に努めます。また、学校図書館の運営を学校経営のなかに明確に位置付け、教育活動への活用を促進します。

### エ 学校図書館の計画的利用と常時開館

学校図書館がいつでも十分に活用できるよう、専門的知識を持った「学校司書<sup>※26</sup> 司書教諭」のいる図書館を目指します。また、児童・生徒を中心とした図書委員会活動の活性化に努めます。

### オ 学校図書館支援室の機能の充実と強化

学校図書館の効果的な活用・運営のために、学校図書館の機能を生かした学習指導や読書に関する情報の収集・提供・研究を行います。また、小・中学校の授業や読書指導の支援、学校図書館同士や、市立図書館との連携などを一層推進します。そのために欠かせない学校図書館支援室の機能の充実強化に努めます。

## （２）学校図書館の整備・充実

子どもの読書活動を推進していく上で学校図書館の役割は重大です。確かな学力を培うばかりでなく、生きる力を育むため、子どもに読書習慣を身に付けさせ、楽しみながら本に出会える場として、さらに学校図書館を整備・充実していく必要があります。

---

### ※26 学校司書：

平成26年6月13日に学校図書館法の一部が改正（平成27年4月1日施行）されたことにより、学校に司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に置くように努めることとされた。さらに、学校司書の資質向上を図るため、研修の実施、その他必要な措置を講ずるように努めることとされた。

## ① 設備・資料の充実

### 〈現状・課題〉

ア 市内の小中学校で図書標準<sup>※27</sup>を達成している学校の割合は、平成26年度現在、小学校95.5%（県74.6%）、中学校22.2%（県48.5%）です。しかし、図書標準に達している学校でも古い蔵書が目立つところがあったため、適正な廃棄を進めてきました。図書標準に達していない学校の図書資料の充実、特に百科事典や図鑑・辞典類・統計・地図・その他必備図書や基本図書類はもとより、学習に必要な本、子どもたちにとって魅力的で質のよい本、時勢に合った本、新聞、雑誌を常に備えていく必要があります。

学校差をなくし、蔵書のバランスを取りつつ、廃棄図書の整理を進めるなど、授業に活用できる魅力ある学校図書館づくりに努めます。

イ 図書資料をデータベース化している学校は、平成26年5月現在、小学校100%、中学校100%です（県は、小学校81.1%、中学校78.3%）。今後、学習で図書活用がしやすいようデータ内容の充実・統一に努めるとともに、データの厳密な管理に注意しながら、学校図書館間や全市のネットワーク化が必要です。

ウ 学校図書館は冷暖房化され、快適で利用しやすい場所に設置してある学校がほとんどですが、なかには学校の隅に位置していたり、パソコン室や会議室と共用していたり、児童・生徒数に見合う調べ学習用の机が設置されていない学校もあります。

エ 様々な子どもたちのために、外国語の本や拡大写本などを整備していく必要があります。特に、拡大写本づくりは、ボランティアの協力が欠かせません。利用者のニーズを把握し、ボランティアの確保とそれに伴う財政的な支援が必要です。

オ 学校図書館は、読書センターとしての役割に加えて、学習センター・情報センターとしての役割をもたせ、生きる力・豊かな心を育む場としていくことが必要です。

### 〈施策の方向〉

ア 計画的な図書資料等の整備・充実

絵本や児童書、学習に活用できる良質で新しい図書を整備します。また、学校図書館の蔵書充実のために図書費の増額に努めます。

廃棄基準に従って、傷んだ図書や古くなった図書の廃棄や更新を進めます。蔵書構成を見直して、予算の傾斜配分等を工夫しながら、計画的な蔵書の整備に努めます。中学校については1日も早い図書標準の達成を目指します。

また、本計画に沿った掛川市独自の図書標準の在り方について検討します。

拡大写本や在住外国人の子どものための外国語図書も順次備えていきます。拡大写本は、ボランティアの協力や市立図書館からの団体貸出も活用しながら、利用者ニーズを把握しその充実に努めます。

#### イ 学校図書館の情報化

学校は、データベース化した図書資料を授業やその他様々な教育活動に有効活用します。教育委員会は、市立図書館と学校図書館をネットワークで結ぶなどして、学校図書館環境の充実に努めます。

#### ウ 施設・設備の整備・充実

学校は、図書館を専用の部屋とするよう努めるとともに、児童、生徒の身長に合わせた書棚の高さを設置するなど、図書館機能の充実に努めます。学級文庫については、児童生徒の興味・関心や発達段階に応じて図書を選び、定期的に入れ替えを行います。

#### エ 魅力的な図書資料等の充実

子どもたちの自発的な図書利用を図るため、選書に配慮し、新鮮で魅力ある蔵書構成となるよう努めます。また、図書以外の資料の充実も進めます。

#### オ 学習センター、情報センターとしての整備強化

学校は、学習に必要な図書の配架及び環境整備を図るとともに、タブレット端末等を学校図書館に配備し、効果的な調べ学習ができる学習環境を整えます。

## ② 学校図書館の活性化のための人的配置の推進

### 〈現状・課題〉

ア 学校司書の平成26年度の配置率は、小学校において40.9%（全国54.4%、県83.1%）、中学校において33.3%（全国52.8%、県84.8%）です。学校図書館の活性化のためにも全校配置が望まれます。

また、学校図書館法の改正で、学校司書の配置が努力義務になったこともあり、平成27年度現在、学校司書6人が1人3校を兼務し、それぞれの学校を週1回5時間勤務をしています。課題として、未配置の学校があるため、蔵書の整備や図書館の整備状況も学校により差があります。

イ 子どもたちの学習や自発的な読書を支える学校図書館の中心となる司書教諭の発令が、平成15年度から12学級以上の学校に義務づけられました（掛川市：平成27年度現在、12学級以上15校で全校が、11学級以下4校で発令）。しかし、図書館業務に専念する時間が確保されないなど、十分に機能していないのが現状です。そのため司書教諭の職務専念時間の確保が急務です。

ウ 学校図書館ボランティア<sup>※28</sup>の内、読み聞かせボランティアは平成26年5月現在、小学校・中学校共に100%（県は、小学校93.4%、中学校63.1%）、環境整備ボランティアは小学校86%、中学校78%です。学校図書館の読書の勧めや整備に大きく寄与していますが、学校との信頼関係のもと、より充実した活動がされるよう研修の機会と学校との連携がさらに必要です。

---

<sup>※27</sup> 図書標準：

公立の義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年に文部省が定めたもの。

<sup>※28</sup> 学校図書館ボランティア：

主として学校図書館等で、図書整備、環境整備、読み聞かせなどの奉仕を行う。

## 〈施策の方向〉

- ア 学校司書の全校配置の促進  
教育委員会は、学校司書の全校配置に向け、現在の6人から段階的に増やしていくように努めます。
- イ 司書教諭の配置促進  
教育委員会は、11学級以下の学校においても司書教諭が配置されるよう努めます。
- ウ 司書教諭の図書館業務担当時間の確保  
教育委員会及び学校は、読書指導の重要性や学校図書館及び関連業務についての共通理解を図り、司書教諭が職務に専念できる時間の確保に努めます。
- エ 研修等の充実  
司書教諭や学校司書の職務に関する研修や、実践事例研修など、力量を高めるための研修会を参加者の実態に応じて充実させます。また、学校図書館に関する各種研修会への参加がしやすい環境づくりに努めます。
- オ 図書館ボランティアの育成と活用  
学校図書館ボランティアの育成を市民団体と連携して進め、学校図書館ボランティアの活用を進めます。

## （3）読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

### 〈現状・課題〉

- ア 子どもの読書習慣づくりなどのために、朝読書や教職員・ボランティアによる読み聞かせが行われています。自発的な読書習慣のきっかけづくりとして効果があるので、学校の実情に応じ、継続的に適切な時間が取れるようさらに工夫する必要があります。
- イ 小学生までは、学校図書館の利用が多いが、中学生になるとその利用が減少するため、中学生の利用を促進する必要があります。
- ウ それぞれの学校によって、名文の素読・朗読や学校独自の推薦本の選定、読み聞かせバイキング（読み聞かせの部屋・メニューを子どもが選ぶ）など、様々な工夫を凝らした取組が行われています。それらは、学校図書担当者の実践発表や情報交換などによって広められていますが、担当者研修会<sup>※29</sup>や掛川市教育センターの読書活動実践講座等をとおして、一層の研修が望まれます。
- エ 学習センターとしての学校図書館の機能を生かし、各教科や総合的な学習の時間等で学校図書館の効果的な活用が望まれます。

---

※29 担当者研修会：

各学校で学校図書館・読書教育を担当している教員の資質向上に向けた研修会。

オ 子ども一人一人に応じて、学習の資料として本を使う他、休み時間に興味のある本を読んだり、家族に読んでもらったりするなど、様々な形態で本と関わらせています。しかし、子どもの発達の段階や多様なニーズに応じた読書活動への工夫が一層必要です。学校では学習の中で、本に興味をもたせたり、資料として本を活用したりします。

## 〈施策の方向〉

### ア 朝読書<sup>※30</sup>・読み聞かせ・ブックトーク<sup>※31</sup>等全校一斉の読書活動の推進

全校一斉の読書活動が、市内すべての小・中学校で行われています。今後さらに、時間配分、内容等の充実を図り、子どもたちの自主的読書の推進に努めます。

さらに「子ども読書の日」や「読書週間」をはじめ、学校ごとの読書活動に関わる行事・集会の充実を通して、読書活動の一層の推進に努めます。

### イ 1か月の目標冊数の設定

小学校の読書量は県の目標を上回っていますが、さらに質のよい本を児童が読んでいくよう努めます。

中学校では、生徒が本に興味を持つよう適切な本の紹介に心がけるとともに、読書への興味を持たせる工夫をします。

静岡県で設定した小学生8冊以上、中学生4冊以上を目標としつつ、児童生徒の自主性を重んじた取り組みを推進します。

### ウ 推薦図書を選定

学校では、発達の段階に応じた推薦図書、地域性や学習に合わせた推薦図書リストを作成するなど、読書意欲の向上に努めます。また、「静岡県読書ガイドブック本とともだち（小学校版）（中学校版）」掲載のブックリストや国語の教科書に紹介されている本を選書に活用します。

### エ 子どもの実態に応じた読書活動の体験

子どもの発達の段階や特性等に応じた教育活動を展開する中で、計画的に読書活動の体験ができるように働きかけます。また、図書委員会による「おすすめの本」を冊子にまとめ、全校児童生徒に配付するなどの工夫をしている事例を紹介し、各学校での取り組みを促します。

---

#### ※30 朝読書：

学校で行う読書の時間。朝の10分前後を活用して、児童・生徒が自分で選んだ本を読む時間をつくる。読書習慣のきっかけづくりとして、小・中・高等学校で取り入れている。

#### ※31 ブックトーク：

テーマを決め、そのテーマに沿った本を何冊か選び、つながりを持たせながら紹介することを通して、聞き手の興味を引き出す読書指導の一つ。

オ 学校図書館を活用した学習の推進

利用指導（図書館利用方法・資料検索方法）を司書教諭や学校司書が計画的に行うよう推進します。

子どもの主体的・意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成のため、すべての教科等を通じて、学校図書館を計画的に活用した学習を推進します。

教育委員会では、教員の一人一人に、言語活動を重視した指導要領の趣旨が徹底され、学習指導法が改善されるよう指導に努めます。

カ 並行読書<sup>※32</sup>の充実

並行読書により、読書範囲を広げ日常の読書活動に結び付けるように働きかけます。

## （４）家庭・地域との連携

### 〈現状・課題〉

ア 小・中学校では、保護者等による蔵書の整理や図書室の整備、読み聞かせ等が行われています。学校図書館ボランティアとしてのよりよい活動がされるために研修等の充実が求められます。

イ 子どもの読書を習慣付けるよう、学校では家庭に向けて親子読書を勧めています。「図書館だより」で、新刊本の紹介や学校図書館の利用を促すなどの工夫をしている学校もあります。

### 〈施策の方向〉

ア 学校図書館ボランティアの養成

教育委員会は、学校図書館ボランティアがよりよい活動をしていくために、ボランティアの養成や研修を継続して行っています。

イ 市立図書館等との連携

学校図書館ボランティアの養成や研修については、市立図書館や推進団体からの講師派遣や養成講座などを積極的に活用し、より質の高い学校図書館の運営を目指します。

ウ 家庭における読書活動の推進

子どもが読書の習慣を身に付けるうえで家庭の果たす役割は大きく、保護者が子どもに本を読むこと、子どもと保護者が読んだ本の感想を語り合うことなど、本を通して親子のつながりを深めることにもなります。

家庭において充実した読書活動が進められるよう、学校から保護者に読書活動の重要性を呼びかけるとともに、保護者会、入学説明会等で親子読書の意義や必要性を保護者に働きかけるようにします。

エ 先進的な事例の紹介

県内外や市の先進的な事例を、市民や学校に広報等その他で紹介します。

---

※32 **並行読書：**

国語の授業の中で、教科書の題材と同じ作者や似た構成の作品を並行して読ませること。

オ 学校図書館の適切な開放

学校の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放に努めます。

## 5 高等学校における読書活動の推進

### 【役割】

- ・生徒の読書習慣を培い、豊かな心を育むこと。
- ・生徒が主体的・意欲的に読書活動を行えるようにすること。
- ・生徒が図書館活用能力を身につけること。
- ・生徒が読書に親しむ機会を増やすこと。

### (1) 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

#### 〈現状・課題〉

ア 掛川市内には公立高等学校が4校あります。小・中学生に比べて、1日の生活時間のなかで家庭学習や部活動等の占める割合が高くなる高校生にとって、読書の時間を作り出すことが難しい状況にあります。

イ 各高校の図書館には約2万から3万冊の蔵書があり、読書活動の呼びかけが行われています。学校によっては、朝読書や総合的学習の時間での読書活動が日課に組み込まれていたり、生徒による図書委員会が設置され、読書会などの行事が実施されたりしています。

ウ 図書館を活用した学習活動の充実は、新学習指導要領の実施を契機として、言語活動の充実や情報処理能力の向上のために、高等学校でも必要とされています。

エ 高校生の市立図書館の利用状況は、学習スペースの使用が殆どです。来館した高校生に「読書」活動に取り組むようにはたらきかけることが望まれます。

#### 〈施策の方向〉

ア 学校図書館を活用した学習の推進

図書館利用方法や資料検索方法などを身に付けさせ、生徒の主体的・意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成に努めます。各高校と市立図書館をはじめ、学校同士の連携や情報交換を活発にして、学校図書館等を計画的に活用した学習の推進に努めます。

イ 高校生が読書に親しむ機会の充実

小・中学校で養ってきた読書習慣を高等学校においてより一層確かなものにしていけるよう、ブックトークやビブリオバトルなど高校生の関心を読書に向けさせるための取り組みや読書環境の整備に努めます。また、高校生による絵本の読み聞かせなど、様々な読書ボランティア活動を通じて同世代に向けて様々な読書情報を発信していきます。

## 6 連携による子どもの読書活動の推進

### (1) 公立図書館間の連携

#### 〈現状・課題〉

ア 県立中央図書館をはじめ県内外の図書館間では、ネットワークによって図書資料の検索・相互貸借<sup>※33</sup>・レファレンス<sup>※34</sup>（調査や相談）・情報交換が行われています。調べ学習等子どもの読書活動のさらなる充実のためには、一層の活用が望まれます。

#### 〈施策の方向〉

ア ネットワークによる広報

学校図書館や市立図書館で補えない資料や情報も、県内外の図書館や施設から求めることができることをさらに広報していきます。

イ 子どものレファレンス事例のデータベース化の活用

県立図書館や県内市町立図書館で協力して作成する子どものレファレンス事例を、市立図書館のレファレンスサービスや学校における調べ学習の時間等により活用されるよう広報します。

### (2) 小・中・高等学校の学校図書館の連携

#### 〈現状・課題〉

ア 学校図書費の不足により、蔵書の充実が図れない学校があります。学校図書費の有効使用のために、学校相互の検索及び相互貸借等が望まれます。

#### 〈施策の方向〉

ア 学校図書館間の相互貸借の促進

学校図書費の有効使用のため、学校相互の検索及び相互貸借を促します。

### (3) 学校図書館と市立図書館の連携

#### 〈現状・課題〉

ア 市立図書館からの学校への団体貸出、調べ学習による市立図書館の利用については、年間計画の提出、市立図書館作成の『利用案内』による事前の申込みで対応しています。資料の貸出は各校の希望が重複することも多いため、市立図書館の図書資料の一層の充実や、各校の年間計画の見直しを含めた使用時期の調整を図る必要があります。

---

※33 **相互貸借：**

図書館間相互貸借は、図書館サービスの一つ。自館に所蔵していない資料を、他の市町、もしくは県外の図書館から借り受けて、利用者に自館の所蔵資料と同様に貸し出しを行う。

※34 **レファレンス：**

図書館が行う利用者サービスの一つで、調べものや、図書・資料を探すことを援助する。

## 〈施策の方向〉

- ア 市立図書館の図書資料及びレファレンス機能の活用  
図書館資料の充実を努め、団体貸出の一層の活用のために、年間計画提出の促進や「利用案内」の一層の活用を努めます。
- イ 定期的な連絡会等の実施  
市内小・中学校の教員が集う「学校図書館担当者研修会」には、市立図書館職員の参加も呼びかけて、連携を深めていきます。そこで出された要望や情報をもとに、両者の連携が一層図られるよう努めます。
- ウ 合同研修会の開催  
学校図書館担当者研修会と市立図書館とが協力し合い、子どもの読書活動を推進していく上で必要な研修会が行われるよう努めます。
- エ 県立中央図書館及び県総合教育センター職員の専門的な助言  
合同研修会等に、県立中央図書館や県総合教育センターから職員の派遣を依頼する等、専門的な助言によってさらに充実した活動の推進を図ります。
- オ 学校図書館・市立図書館が連携した取り組みの展開  
読書推進を目的とした「図書館フェスティバル」や学校行事において、図書館と学校とが連携した取り組みをしていくよう努めます。また「子ども読書の日」や「読書週間」における取り組みには、相互のさらなる連携を促します。
- カ 高等学校図書館と市立図書館との連携  
高等学校図書館では、特色ある蔵書を持っているため、市立図書館との間で相互利用ができるよう新たな方策を検討します。

## (4) その他関係図書館等との連携

### 〈現状・課題〉

国際子ども図書館や県立中央図書館の「子ども図書研究室<sup>※35</sup>」等、子どもの読書活動を支援する場ができています。今後、調べ学習等にも大いに利用していくことが望まれます。

---

※35 **子ども図書研究室：**

静岡県立中央図書館内に、2004年6月開設。県内の子どもの読書活動推進のため、研究用、保存用として多くの児童図書、関連資料を収集しており、子どもの読書に関する情報発信や情報交換の拠点となっている。

### 〈施策の方向〉

#### ア 国際子ども図書館の活用の促進

国際子ども図書館ではレファレンスサービス、複写サービス、図書館間貸出、学校図書館セット貸出など様々なサービスが実施されています。読書活動の充実や、教職員や司書の研修・研究への活用を促進します。

#### イ 子ども図書研究室の活用の促進

県立中央図書館に開設されている「子ども図書研究室」には、国内外の児童書や研究書が用意され、子どもの読書活動に関わる公立図書館・学校図書館職員や、読み聞かせボランティアの支援をしています。大いなる活用を促します。

#### ウ 公立図書館・学校図書館と県内の大学・教育機関等の連携

県内の公立図書館や大学図書館の相互貸借や県総合教育センター、市内の企業資料館や施設との連携を通して、レファレンスや資料提供、調べ学習等への活用を推進します。

## 7 普及啓発・広報等の推進

### (1) 情報の収集・提供の充実

#### 〈現状・課題〉

ア 近年、子どもの読書活動は活発になり、幼保園・幼稚園・保育園・小・中・高等学校では、様々な情報を得て工夫した取り組みが始められています。

#### 〈施策の方向〉

#### ア ホームページの活用及び市の広報等による情報提供

市立図書館が中心となって子どもの読書活動に関する情報を収集し、関係者に提供するとともに、市の広報やホームページ等を通し市民にも提供します。

#### イ 園・学校・図書館・地域活動団体を通じたの情報提供

保護者や地域住民には、園・学校や図書館、地域活動団体等を通じ、子どもの読書活動に関する情報を提供します。

#### ウ ブックリストの作成

子どもの成長段階や状況に応じたブックリストを作成し配布します。

### (2) 「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」及び「読書週間」等における啓発・広報の推進

#### 〈現状・課題〉

ア 学校や図書館では「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」や「読書週間」に合わせて様々な取り組みが行われています。今後、市をあげての一層の取り組みが期待されます。

イ 図書館では毎年秋の読書週間に合わせて「かけがわ図書館フェスティバル」を

開催しています。平成15年度から、図書館活動グループ（図書館に登録されたボランティア・サークル団体）と図書館とが協働で、読み聞かせやペープサート※36などさまざまな催しを企画し、子どもたちと本とを結びつける試みをしています。

また、平成27年度には、図書館活動グループが実行委員会を立ち上げ、図書館との協働で「こどもとしょかんまつり」の企画から運営を行うようにしました。

### 〈施策の方向〉

ア 「子ども読書の日」・「こどもの読書週間」及び「読書週間」を通じた啓発・広報

学校や地域では、連携した取り組みを行うことで、様々な行事に子どもだけでなく大人も参加してもらえるよう啓発・広報に努めます。なお、図書館では図書館活動グループの協力を得ながら「図書館フェスティバル」や「おすすめ本」の紹介等を通じて市民への広報に努めます。

イ 市の広報誌等による啓発・広報

「広報かけがわ」、「図書館だより」、ホームページ、各学校のおたより等により、保護者を含む地域住民への啓発・広報に努めます。

---

※36 ペープサート

紙に人物や動物などを描いて切り抜いたものに棒を付け、動かして演じる人形劇。

## 第3章 推進・支援体制の整備等

### 1 市における推進・支援体制の整備

#### 〈現状・課題〉

ア 掛川市では「静岡県教育振興基本計画<sup>※37</sup>「有徳の人<sup>※38</sup>」づくりアクションプラン」や「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）」を念頭に、地域での読み聞かせやおたのしみ会などによる子どもと読書を結びつける活動を進めています。また、各学校においても朝読書や教師・ボランティアによる読み聞かせ、読書に関わる行事等により、子どもの読書習慣を身につけ読書能力を高めることに努めています。

イ 地域や学校で活動するボランティアの養成支援のために、市立図書館が「よみきかせ実践講座」や「出前講座」等を行っています。

ウ 地域や学校において、子どもの読書活動が幅広く豊かに進められていくためには、相互の理解・協力が必要です。目的を同じくする司書教諭・図書館司書・ボランティアの活動が志を一つに進められていくよう、交流・研修を深め、ネットワークづくりに努める必要があります。

#### 〈施策の方向〉

##### ア 地域・学校との連携

地域での活動や学校での活動・方針が、相互の理解や協力の下に進められるよう、司書教諭・図書館司書・ボランティアの連携を深めます。

##### イ 計画の進行管理と見直し

この計画は、平成32年度を目標に進めていきますが、子どもの読書活動が着実に成果を上げていくよう毎年度「掛川市子ども読書活動推進会議」を開き、その進行管理に努めます。

---

#### ※37 静岡県教育振興基本計画：

平成18年12月に改正教育基本法に基づき、本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成23年3月に策定された。この計画では、基本目標として「『有徳の人』」の育成を掲げ、県民一人一人が①いつでも、誰でも、どこでも学び続け、②それぞれの学びを互いに支えあい、高めあい、③その成果を、家庭、学校、職場や地域などの生活の場で発揮する地域づくりを目指している。

#### ※38 有徳の人：

理想の学校教育具現化委員会からの提言「理想の学校教育の実現を目指して」（平成20年10月）に示された目指すべき人間像。静岡県教育基本計画において、「有徳の人」は、①自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人、②多様な生き方や価値観を認め、人との関わりを大切に人、③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人として示されている。

## 2 書店との連携

### 〈現状・課題〉

ア 多彩な出版物のなか、良心的な児童書が子どもたちの目に触れるためには、学校や図書館だけでなく、市内の書店にも選ばれた児童書が多く揃えられることが望まれます。

県内の書店業界では、静岡県の書店員・図書館員が、今いちばん読んで欲しい本を決める「静岡書店大賞」が実施されています。

イ 図書館を利用しないが、書店には足を運ぶという中・高生がいます。世代に合った魅力的な本のなかにも、子どもの生きる力や豊かな心を育む本が数多く置かれることが必要です。

### 〈施策の方向〉

ア 書店との協働

子どもたちが、どこに行っても子どもの心の糧になる本に多く出会えるよう、書店の理解と協力を得て読書活動の推進に努めます。

イ 児童書や中・高生向きの読書情報の提供

時代のニーズ、テーマに合わせた児童書や中・高生向きの読書情報を図書館や学校と共有したり、書店独自の子ども読書活動推進事業を企画・実施されるよう協力を呼びかけます。

## 3 報道機関との連携

### 〈現状・課題〉

ア 新聞の地方欄には、時に応じて学校や図書館での子どもの読書活動の様子や市内の取り組みなどが紹介されています。

### 〈施策の方向〉

ア 報道機関への情報提供

市役所内にある記者クラブへは、地域や図書館、学校における子どもの読書活動に関わるイベント・情報をその都度伝え、市内の取り組みが今まで以上に報道されるよう働きかけます。

## 4 施策の実施に向けて

ア 本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な予算措置その他の措置を講ずるよう努めます。